

高知県立歴史民俗資料館学校教育活動支援事業実施要領

(目的)

第1条 次代を担う子どもたちに高知県の歴史や文化に関心を深めてもらうため、学校が来館して教育活動を行う場として高知県立歴史民俗資料館（以下「館」という。）の展示、体験学習等の機能、事業の活用を促進するとともに、学習活動を通して館の良さを知ってもらうことで、学習の場としての定着を図ることを目的とする。

(対象となる学校等)

第2条 高知県内の市町村立又は私立の小学校、中学校、義務教育学校（前期・後期課程）及び特別支援学校（小学部、中学部、高等部）（以下「学校等」という。）を対象とする。

(支援の内容)

第3条 学校等が教育活動の一環として館での活動を計画し、バス等を借り上げて来館する場合に要するバス等借り上げ経費の一部または全額を申請により負担する。ただし、路線バスや市町村・学校等が所有しているバスを利用した場合にかかる経費は含まないものとする。

(支援金額)

第4条 同一の学校等の利用は当該年度内で1回までとし、1校（1回）につき50,000円（税込）を上限とする。

(募集校数)

第5条 当該年度内につき予算の範囲内で対応可能な数とする。

(内示)

第6条 館は、支援を希望する学校等の事業実施計画（別紙様式1）を前年度に募集し、希望多数の場合は選考のうえ、支援を行う学校等に対し、原則として実施年度の4月20日までに内示を行うものとする。

(申請方法)

第7条 支援の内示を受けた学校等は、別紙様式2「申請書」に必要事項を記入のうえ、原則として実施日の2週間前までに、バス事業者から学校等宛の見積書（写）を添付し館へ提出するものとする。

(支援の決定及び通知)

第8条 館は申請書の受理後、その内容が適当であると認めた場合は支援を決定し、申請者に金額等を通知するものとする。また、バス事業者には申請者から決定金額を連絡するものとする。

(内容の変更)

第9条 申請者は、支援が決定された後、実施日等、申請時の内容に変更が生じた場合は、すみやかに館へ報告するものとする。その際、館は申請者と協議を行い、対応を決定するものとする。なお、バス事業者には申請者から変更内容（変更金額を含む）を連絡するものとする。

(支援金額の支払い)

第10条 館での活動終了後、館はバス事業者からの請求によって支援金額の支払いを行う。

(その他)

第11条 この要領に定めのない事項又は事例については、館は申請者及びバス事業者と協議のうえ決定するものとする。

(附 則)

- 1 この要領は、令和元年12月18日から施行する。
- 2 令和元年度における第6条及び第7条の取扱いについては、別に通知する。